

再び国会議員の免責特権について：佐藤幸治教授の 所説によせて

安藤，高行
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/2078>

出版情報：法政研究. 64 (1), pp.1-20, 1997-07-21. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

再び国会議員の免責特権について

——佐藤幸治教授の所説によせて——

安藤 高行

私はかつて「国会議員の免責特権」と題する論文^①で、某衆議院議員が委員会での法案審議に際し札幌市内のある病院の問題を取り上げ、実名を挙げて当該病院の院長の異常性を指摘したところ、同院長が翌日自殺したことについて、遺族（院長の妻）より民法七〇九条、七二〇条、および国家賠償法一条一項に基づき議員個人と国に対し損害賠償を求める訴訟が提起された事件（以下「本件」という）に関し、免責特権についての私の理解や札幌地裁による第一審判決についてのコメントをのべた。さらにまたこの論文（以下「前稿」という）の校正段階で札幌高裁より控訴審判決が言渡されたので、追記として、当該判決の紹介と私のコメントもそれに付け加えた。

前稿の末尾でこのように簡単にふれた札幌高裁による控訴審判決に関し、佐藤教授は「議員の免責特権について」と題する論文を公にされた^②。それはこの判決を手掛りに改めて前稿でふれた「議員の免責特権」についての覚書^③と「議員の免責特権」について」という教授の二つの論文の趣旨を敷衍されたものであるが、そのなかでまた何ヶ所か、私の前稿にも言及し、批判されている。

私は現在も前稿でのべた見解を維持しているが、この佐藤教授の新しい論文やそこでの私に対する批判に対し、それ自体にというよりも、その行論のあり方について疑問や意見をのべる形で、私の前稿での見解を簡単ながら補足しておくことにしたい。

繰返しになるが、最初に憲法五一条（以下単に「五一条」という）が両議院の議員（以下単に「議員」という）の議院で行った演説（以下原則として「議院で行った」を省略して単に「演説」という）なおいうまでもなく五一条はその他に「討論又は表決」も加えているが、本件で問題となつてゐるのは専ら演説なので、本稿では単に演説のみを論じることにする）については、「院外で責任を問はれない」と規定してゐることの意義から考えてみよう。

先ず議員という地位の性格からしてその演説につき議員が政治的ないし道義的責任を追及されることがあるのは免れ得ないし、またそもそも防止の仕様もないわけであるから、当然ここで「問はれない」とされている責任は法的責任、すなわち民事法上の責任ということになる（周知のように懲戒責任については議論がある）。本件は民事責任をめぐる事例なので、以下では右に演説のみに本稿の対象をしぼつたのと同様に、民事責任のみを論じることにするが、こうして五一条は通常ならば問われ得る民事責任が議員の演説については問われない旨を規定してゐるのである。このように議員の演説について免責を規定することについては勿論それなりの理由がある。一言でいえば、それは個々の国民の利益を犠牲にしてでも議員の演説に手厚い保護を与えることが結局は国政、ひいては国民全体の利益に適うという判断である。すなわち法的責任の追及を認めることによって確保される個々の国民の利益と、そのような責任を免じて、議員が責任追及を恐れることなく、自由、闊達に演説できるようにすることによって得られる利益を比較して、憲法は後者をとつたのである。

無論前稿でものべたように、このような免責特権の保障については、議員の演説がそれ程の保護に値するかとか、

国民個々の利益をそのように犠牲にすることが妥当であるかとか、個々の国民の利益か免責特権の保障かといった二者択一的ではなく、ドイツ基本法のように「誹謗的侮辱」については免責を認めないというような両者の調整がはかられないか、といった様々な批判や立法論があり得る。

しかし五一条は右にのべたように議員の演説に絶対的免責を与えることが国政の、ひいては国民全体の利益に適合的であるとの判断に基づき制定されたのである。そしてこのような判断に基づく免責特権の保障は何ら特異なものではなく、それどころか憲法史的にみれば、前稿でのべたようにイギリスの権利章典や、さらにはアメリカ憲法の流れに沿うごく通常のものなのである。

ところで議員の演説に免責特権を与えることによって得られる利益と比較される個々の国民の利益、すなわち五一条がなければ議員の演説がその侵害として責任を追及され得る法益とは具体的にはどのようなものであろうか。演説という行為に照らして誰しも直ちに念頭に浮べるのは「名誉」であろう。憲法の教科書が一樣に「問はれない」とされた責任の典型例として、名誉毀損行為についての民事上および刑事上の責任、とくに損害賠償責任と名誉毀損罪を挙げる所以である。こうして五一条は具体的には、議員の演説が法的責任の追及の対象とならないとすることによる国民全体の利益と、名誉を中心とする個々の国民の法益の比較を経て制定された規定であることが明らかになる。

また五一条は議員の演説に対し民事責任（とくに名誉毀損の損害賠償責任）の追及を認めることによつていかなる支障が議員に生じると想定しているのか、換言すれば免責特権を認めることによつていかなる支障から議員を解放して国政の発展、すなわち国民の利益の実現につとめさせようとしているのか、これも具体的に考えてみると、賠償金の支払いという金銭的負担は当然のこととして、さらに加えて、(1)民事責任が追及され、そのなかで自己の演説の違法性が判断されたり、認定されたりする可能性があることによつて、議員の自由、率直な演説にブレーキがかかる心

理的萎縮効果、(2)損害賠償請求訴訟の被告となっていることが敵対陣営によって選挙時等に最大限利用されるような、民事責任が実際に追及されることによってもたらされる議員の政治的立場の弱体化、(3)応訴の負担がもたらす議員活動の妨げ、の三つが挙げられるであろう。そして一見すると賠償金の支払いの負担が最も重大な支障にみえるが、本件のように億単位の賠償金が請求されているケースは別に於いて、ふつう判例でみる名誉毀損の損害賠償金の額がそれ程高額でないことや、所属政党等によって賠償金の支払いについては援助が期待できることを考えれば、むしろ実際には重視されるべきは後三者であろう。

もつともこの三者は(3)の理解如何によつては截然とは区別されず、相互に重なり合うこともあると思われるが、それを被告として対応、処理しなければならぬ負担として、一応三者を分けて考えてみると、そのうち一般に重要と思われるのは(3)である。

しかし確かにその負担が議員活動にもたらす支障はかなりのものがあると予想されるとしても、(1)と(2)がもたらす支障もこれに劣らぬものがあると予想される。却つて(3)が適切な訴訟代理人の選任やその代理人との十分な協力によつてかなりの程度克服可能と思われるのに対し、(1)と(2)は専ら議員本人のみの問題であるだけに、場合によつてはこれらの支障の方がより大であることも考えられないわけではないのである。

ともあれ私はこのように五一条は単に賠償金の支払いという金銭的負担からの議員の解放をはかるものではなく、右のような、その演説が法的評価の対象とされることによつてもたらされる、より本質的な議員活動への支障を取り除き、院内での自由な言論活動を保障して国民全体の利益の実現をはかろうとするものであると考えている。そしてこうした五一条の趣旨からすれば同条は訴訟法的には、議員の演説が法的評価、すなわち裁判の対象にならないことを定めたものと解されるし、したがって仮に議員の演説について訴えが提起されたならば、不適法な訴えとして却下

判決が言渡されるべきであると考える。

またこのことは議員本人を相手とした訴えの場合のみならず、議員の演説について国家賠償法一条一項によって国家賠償が請求される場合にも同様に妥当すると思われる。何故なら同条項による国家の賠償責任は公務員が「違法に」他人に損害を加えた時に発生するものであるから、国家賠償法一条一項の適用を論じることがは必然的に議員の演説についての法的評価をすることになり、やはり五一条の趣旨に反するからである。それ故、この理を認めず、右に批判したような、五一条をもつて専ら議員の金銭的負担の免除をはかるものとするかのような見解をとって、「国が国家賠償法一条一項に基づく責任を負う場合には、同条二項により当該国会議員に対して求償するのを許さないものとすれば、憲法五一条の趣旨にもとるところはないというべきである」とした本件控訴審判決は、五一条の意義をきわめて矮小化するものとして、私は全く賛成できない。

以上が私の基本的な五一条理解であるが、佐藤教授が前稿でふれた二論文、および「議員の免責特権について」で展開された見解はこれとは根本的に異なっている。しかしもとよりこのような学説の対立はしばしば生じることであり、教授の見解そのものについての私の疑問はすでに前稿であらかたのべているのでここでは繰返さない。また教授の見解が現行法の解釈論としては賛成できないとしても、今後のあるべき免責特権像についての鋭い問題提起として、十分に評価されるべきだと考えていること、および教授と同様に本件をきわめて不幸で痛ましい事件と思想していることもここでのべておきたい。

ただ私は最初にものべたように、教授が「議員の免責特権について」においてとられている自説の展開の仕方や私の説への批判ないし言及の仕方にいささか理解や納得ができないところがあるので、この点についての私の疑問や意見をのべ、また私の立場を明らかにしておきたいと思う。

以下本稿はこのような趣旨から書かれるものであるが、順序としては「議員の免責特権について」の叙述の順に従って疑問や意見をのべ、また私の立場を説明することにしよう。

佐藤教授は私の説に対し先ず、「安藤高行教授は、…一審判決が一方で免責特権の絶対性を断言しながら、他方で却下説を斥け、しかも実体にふみこんで議論を展開するのは『五一条の趣旨をきわめて矮小化するもの』と難じ、また二審判決が一審判決よりもより強く免責特権の絶対性を認めている点を評価しつつ、『免責特権の絶対性を強調すればするほど、却下説に近付いていくはずなのに』、二審判決が却下説を斥けたことに強い不満を表明される…。しかし、免責特権は果たして絶対的なのか、絶対的だとしてもその具体的意味は何か、免責特権が妥当する範囲は何かの問題は残り、議員を被告とする訴えは自動的に不合法だというわけにはいくまい」(傍点筆者)といわれる⁽⁴⁾。

いかにも、議員を被告とする訴えが自動的に不合法になるわけではないが、無論私はそのようなことを主張する気はないし、また実際にもしていない。私が前稿でのべたのは、右に簡単に繰返したところからも明らかのように、議員の院内での演説は五一条により、裁判の対象にならないこと、したがってこうした演説について名誉毀損の損害賠償の訴えが提起されたならば、それは不合法な訴えとして却下されるべきであるということである。そのことは充分明確にのべているのに、あたかも私が無前提あるいは無限定的に「議員を被告とする訴えは自動的に不合法」と主張しているかのように論じられるのは、いささかアンフェアではなからうか。

なお、同じことを繰返すことになるが、右に引用した教授の所説に関し合わせていえば、免責特権が絶対的か否か、絶対的とすればその具体的意味は何かという問いについては、私は、これまでのべたところから明らかのように、免責特権は絶対的であり、そのことの具体的意味は議員の演説が法的評価の対象にならないことであるという、自分なりの回答を示し、そのことをふまえて却下説をとっているのであり、免責特権の性格やその具体的意味の検討を残し

たまま、却下説を主張しているわけではないのである。さらに免責特権の範囲については、それが議員以外の者や演説以外の事項にどの程度妥当するかについて議論があることはもとより私も承知はしているが、本件のような、まさに議員の院内での演説に係るケースでは、いかにそれを狭義に解しようとする、何ら免責特権の範囲の問題は残らないわけであるから、そのことを本件の考察に際して持出すのは必要でもないし、適当でもないと思う。

しかしこの最後の点については教授は「免責の対象範囲について」として、項を改めてさらに論じられる。すなわち免責の主体について、わが国では議員としての資格をもたない国務大臣、政府委員、証人、公述人にもそれが及ぶかという議論があり、一般に消極に解されていることをのべた後、アメリカでは議員の補助者に議員と同質の保護が及ぶことを示唆する判例もあることや、この免責特権の対象について、かつて、「会期中において国会の業務に関連して議員が一般的に行う事項」すべてに及ぶとされたこともあるが、後に判例は限定化に転じ、結局のところ、免責は「純然たる立法活動」に限られ、「政治的事項」には及ばないことを明らかにしたことを紹介される。⁽⁵⁾

しかし私はまさに議員がした立法活動中の立法活動である本件を論じるのに、議員の補助者に議員同様の保護が及ぶか否か、あるいは「純然たる立法活動」以外の事項も免責の対象になるか否かに係るアメリカの判例を紹介される教授の意図がよく理解できない。繰返しになるが、本件を論じるのにそのことは不要であるし、さらには却って議論を混乱させ、あるいは焦点を拡散させるだけではないかと思う。また免責特権の人的および対象事項範囲を論じるといふのであれば、それなりの仕様があるはずであるし、本件はそれにふさわしい事例とも思えない(教授自身本件には免責の対象範囲についてとくに論じる点はないことは認めておられる)。

教授は「日本国憲法上の免責特権は英米流のもので絶対的であるといわれるが、特権主体の範囲をどう解するかに関連する微妙な問題があることに留意しておきたい」とか、「このように本件は免責特権に該当するので問題はない

が、右に述べたアメリカの例からも知られるように、五一条の免責対象範囲をどのように考えるかという、免責特権を絶対的なものと解するかどうかも関連しての、微妙な課題が残されている」といわれる。⁽⁶⁾ その真意はいま一つ私には不明であるが、あるいは免責の対象範囲と免責特権の性格の理解は相互に関連し合い、したがって免責の対象範囲を論じることは免責特権を絶対的と解するかどうかに関わる必要な作業であるといわれているのかもしれない。しかしもしそうであるとするならば、筋道が逆ではなからうか。

つまり議員の演説に適用される免責特権が絶対的な性格のものであるかどうかについての判断が先ずあり、次いで、本来議員の演説に適用されるその趣旨に照らして、それが議員以外のどのような場合に、演説以外のどのような事項に適用があるのか、さらには適用があるとすればその度合は議員の演説の場合と同様か、が検討されると考えるべきなのであつて、免責の対象範囲を論じたり、それに関する判例を検討することから、絶対的か否かという免責特権の性格が明らかになるわけではないのである。

教授の次の「免責特権の性格について」と題する項における行論にもいくつか私には納得し難いところがある。例えば次のようにいわれる。「安藤教授は、憲法五一条の趣旨は『議員の院内での演説等は法的評価の対象にならない』、『そもそも裁判の対象になり得ない』ことを意味し、…議員の院内での発言について『国家賠償法上違法を論じる余地はない』…と断言されるが、いわゆる『絶対的特権』論の代表国アメリカにあつてもその実情はそう単純明快なわけではない。もちろん、議会職員相手の訴えなら認めるといふ右の妥協的手法は、議会職員の手を借りることなく議員が国民の言論の自由・結社の自由あるいは名誉・プライバシーの権利を侵害できる場合、つまり、例えば中傷的誹謗の発言をするというような場合には、妥当しない。このような場合、権利・自由の侵害を受けた国民は一切の救済の途を閉ざされることになるのか」⁽⁷⁾ (傍点はいずれも筆者)。

先ず前の傍点部分をそのまま読むと、あたかもアメリカでは本件と同様のケースが法的評価の対象になった例があるか、あるいはそれに近い例があるか、あるいははまた少なくとも免責特権をそのように限定的に解すべきことを説くいくつかの有力な学説があるかのように受取れる。しかし教授の所説をみる限り、私にはそうした実情があるようにはみえない。

教授がアメリカの実情についてふれるに際して三つの論文いずれでもかなりの程度依拠されているのは、Robert J. Reinstein and Harvey A. Silverglate, 'Legislative Privilege and the Separation of Powers', 86 Harvard Law Review 1113 [1973]であるが(以下便宜上この論文を「ラインスタイン論文」という)なお後にみるように、この論文は単にアメリカの実情に関してのみならず、場合によっては議員の演説に関し、本人に対する民事責任の追及を認めるという教授の説そのものにも大きな影響を与えている)、確かにそこではアメリカ憲法一条六節一項(「議員はまた、議院内における演説もしくは討論について、議院以外において責任を問われない」と規定されている)以下便宜上アメリカ憲法のこの条項を「演説・討論条項」という)の免責特権の保障に関わるいくつかの民事上の判例が挙げられている(そのうちのいくつかは連邦議会ではなく、州議会に関するものである)。しかしそれらはいずれも本件のような、議員の演説に係る事例ではない。すなわちラインスタイン論文で取り上げられている事件は、議員が政府の政策を攻撃する newsletter を選挙民に送ったり、同じく議員が大統領を攻撃する手紙を公表した件(この二件は刑事事件であるが、このような newsletter を送るとか、手紙を公表するとかいう行為にまで演説・討論条項の保障が及ぶかが論じられ得るわけである)ただし、ラインスタイン論文でみる限り、実際に演説・討論条項が援用されたことはないようである)、議院に証人として召喚された原告が答弁を拒否し、また命じられた記録・書類、地図等を提出せず、議院侮辱の科で議長の名により逮捕投獄された件、同じく証言拒否により原告が侮辱罪で告発された件、

議院の小委員会の委員長等が不法に原告の財産と記録を奪ったとされた件、委員会より議院に提出された報告書の公表により、原告のこどものプライバシーが侵害されたとされた件、および原告である議員の資格否認の件、等である（以上は民事事件で、原告が、そのような事態をもたらした命令や決定に携わった議員、あるいはその命令や決定の実行行為を担当した議院内外の関係者に対し、損害賠償や差止命令を請求し、他方後者は免責特権を主張したため、果たして議員や議院内外の関係者のこれらの行為に演説・討論条項の保障が及ぶかが論点となったわけである）。

みられる通り、免責特権に関わる判例とはいえ、問題となったのは newsletter や手紙、あるいは議会報告書の公表や議院侮辱の科での処罰や告発への関与、財産や記録の侵害という、免責特権が本来想定している演説や討論そのものではない、いわばその周辺部に位置する行為ともいべきものである。しかもこのうちの民事事件についていうと、このような事例でも議員本人についてはすべて免責が認められているのである（因みに一七九七年と九八年の二件の刑事事件については、ラインスタイン論文によれば、一件は大陪審が政府に対する根拠のない中傷を流布した科で一旦は起訴を決定したものの、トマス・ジェファソン等の強い抗議でそれを取消し、他は Sedition Act により四ヶ月の投獄と千ドルの罰金を科されたが、一八四〇年この判決を無効とする法律が制定された）。

なお私が気付いた限りでいうと、ラインスタイン論文では一ヶ所だけ、議員の演説に関わる民事訴訟、すなわち slander suit に言及している箇所がある。それは本文の「演説・討論条項の文字通りの言葉は古典的な権力分立事件と、私的市民が法の名の下に行動する議員に対し自己の権利を実現するために裁判所の管轄権に訴える紛争とを区別していない。そして公衆は一般的にそのような区別は存在しないと信じるにいたっている」という記述を承けて、注で「このことが恐らく議場での議員の演説に対する slander suits の数がごく少ないことを説明する」とのべている箇所である。⁽⁸⁾そしてこの論文は僅かに二件の下級審におけるこの slander suits の例を挙げているが、その一件は上

院議員が院内の演説の過程で中傷的な言葉を用いたとされた件で、原告によりそれは議場での討論の過程で発せられたものではなく、また非公式で、しかも当該議員の公式の職務遂行のためでもなく、また当面の問題に関するものでもなかったと主張されたにもかかわらず、議員には責任は認められなかったというものであり、最高裁も上訴状を却けている。

ともあれこのように演説・討論条項に関わる判例はいくつかあるものの、本件のような直接議員の演説を対象にする訴えの例はそもそも最高裁にはなく、また僅かにある下級審判例でも議員の免責が認められていること、さらにはまた佐藤教授がラインスタイン論文以外に議員の院内での活動に民事責任の追及を認めるべきことを説く(ラインスタイン論文のこのような趣旨についてはすぐ次に改めてややくわしく説明する。ただし佐藤教授は前述したようにこのラインスタイン論文が、本件のような事例でも議員自身に対する民事責任を追及する途を開くもの、少なくともそのことを示唆するものと理解されるようだが、私にはこの論文はそうには読めない―そのことについてもすぐ次にのべる)論文や著書をとくに指摘されていないことからすると、アメリカの実情が、私の、五一条は議員の演説が法的評価の対象になり得ないことを意味する、という理解とそれ程隔っているようには思えない。

ただラインスタイン論文は一九七三年に発表されており、言及されている判例も当然その時期までのものであるので、ほぼ四半世紀経った現在の状況は必ずしもそのままではないということはあるであろう。もしこの約四半世紀の間に新しい判例や学説が出現しているのであれば、勿論指摘や教示を得て改めて検討したいと考えている。

傍点を付した後の部分についていうと、これはラインスタイン論文の In some situation, however, this compromise may not afford enough protection, since congressmen possess the power to infringe rights of free speech, association and privacy without having to call upon the assistance of enforcement agents ⁽⁶⁾ since ⁽⁷⁾ since ⁽⁸⁾ since ⁽⁹⁾ since ⁽¹⁰⁾ since ⁽¹¹⁾ since ⁽¹²⁾ since ⁽¹³⁾ since ⁽¹⁴⁾ since ⁽¹⁵⁾ since ⁽¹⁶⁾ since ⁽¹⁷⁾ since ⁽¹⁸⁾ since ⁽¹⁹⁾ since ⁽²⁰⁾ since ⁽²¹⁾ since ⁽²²⁾ since ⁽²³⁾ since ⁽²⁴⁾ since ⁽²⁵⁾ since ⁽²⁶⁾ since ⁽²⁷⁾ since ⁽²⁸⁾ since ⁽²⁹⁾ since ⁽³⁰⁾ since ⁽³¹⁾ since ⁽³²⁾ since ⁽³³⁾ since ⁽³⁴⁾ since ⁽³⁵⁾ since ⁽³⁶⁾ since ⁽³⁷⁾ since ⁽³⁸⁾ since ⁽³⁹⁾ since ⁽⁴⁰⁾ since ⁽⁴¹⁾ since ⁽⁴²⁾ since ⁽⁴³⁾ since ⁽⁴⁴⁾ since ⁽⁴⁵⁾ since ⁽⁴⁶⁾ since ⁽⁴⁷⁾ since ⁽⁴⁸⁾ since ⁽⁴⁹⁾ since ⁽⁵⁰⁾ since ⁽⁵¹⁾ since ⁽⁵²⁾ since ⁽⁵³⁾ since ⁽⁵⁴⁾ since ⁽⁵⁵⁾ since ⁽⁵⁶⁾ since ⁽⁵⁷⁾ since ⁽⁵⁸⁾ since ⁽⁵⁹⁾ since ⁽⁶⁰⁾ since ⁽⁶¹⁾ since ⁽⁶²⁾ since ⁽⁶³⁾ since ⁽⁶⁴⁾ since ⁽⁶⁵⁾ since ⁽⁶⁶⁾ since ⁽⁶⁷⁾ since ⁽⁶⁸⁾ since ⁽⁶⁹⁾ since ⁽⁷⁰⁾ since ⁽⁷¹⁾ since ⁽⁷²⁾ since ⁽⁷³⁾ since ⁽⁷⁴⁾ since ⁽⁷⁵⁾ since ⁽⁷⁶⁾ since ⁽⁷⁷⁾ since ⁽⁷⁸⁾ since ⁽⁷⁹⁾ since ⁽⁸⁰⁾ since ⁽⁸¹⁾ since ⁽⁸²⁾ since ⁽⁸³⁾ since ⁽⁸⁴⁾ since ⁽⁸⁵⁾ since ⁽⁸⁶⁾ since ⁽⁸⁷⁾ since ⁽⁸⁸⁾ since ⁽⁸⁹⁾ since ⁽⁹⁰⁾ since ⁽⁹¹⁾ since ⁽⁹²⁾ since ⁽⁹³⁾ since ⁽⁹⁴⁾ since ⁽⁹⁵⁾ since ⁽⁹⁶⁾ since ⁽⁹⁷⁾ since ⁽⁹⁸⁾ since ⁽⁹⁹⁾ since ⁽¹⁰⁰⁾ since ⁽¹⁰¹⁾ since ⁽¹⁰²⁾ since ⁽¹⁰³⁾ since ⁽¹⁰⁴⁾ since ⁽¹⁰⁵⁾ since ⁽¹⁰⁶⁾ since ⁽¹⁰⁷⁾ since ⁽¹⁰⁸⁾ since ⁽¹⁰⁹⁾ since ⁽¹¹⁰⁾ since ⁽¹¹¹⁾ since ⁽¹¹²⁾ since ⁽¹¹³⁾ since ⁽¹¹⁴⁾ since ⁽¹¹⁵⁾ since ⁽¹¹⁶⁾ since ⁽¹¹⁷⁾ since ⁽¹¹⁸⁾ since ⁽¹¹⁹⁾ since ⁽¹²⁰⁾ since ⁽¹²¹⁾ since ⁽¹²²⁾ since ⁽¹²³⁾ since ⁽¹²⁴⁾ since ⁽¹²⁵⁾ since ⁽¹²⁶⁾ since ⁽¹²⁷⁾ since ⁽¹²⁸⁾ since ⁽¹²⁹⁾ since ⁽¹³⁰⁾ since ⁽¹³¹⁾ since ⁽¹³²⁾ since ⁽¹³³⁾ since ⁽¹³⁴⁾ since ⁽¹³⁵⁾ since ⁽¹³⁶⁾ since ⁽¹³⁷⁾ since ⁽¹³⁸⁾ since ⁽¹³⁹⁾ since ⁽¹⁴⁰⁾ since ⁽¹⁴¹⁾ since ⁽¹⁴²⁾ since ⁽¹⁴³⁾ since ⁽¹⁴⁴⁾ since ⁽¹⁴⁵⁾ since ⁽¹⁴⁶⁾ since ⁽¹⁴⁷⁾ since ⁽¹⁴⁸⁾ since ⁽¹⁴⁹⁾ since ⁽¹⁵⁰⁾ since ⁽¹⁵¹⁾ since ⁽¹⁵²⁾ since ⁽¹⁵³⁾ since ⁽¹⁵⁴⁾ since ⁽¹⁵⁵⁾ since ⁽¹⁵⁶⁾ since ⁽¹⁵⁷⁾ since ⁽¹⁵⁸⁾ since ⁽¹⁵⁹⁾ since ⁽¹⁶⁰⁾ since ⁽¹⁶¹⁾ since ⁽¹⁶²⁾ since ⁽¹⁶³⁾ since ⁽¹⁶⁴⁾ since ⁽¹⁶⁵⁾ since ⁽¹⁶⁶⁾ since ⁽¹⁶⁷⁾ since ⁽¹⁶⁸⁾ since ⁽¹⁶⁹⁾ since ⁽¹⁷⁰⁾ since ⁽¹⁷¹⁾ since ⁽¹⁷²⁾ since ⁽¹⁷³⁾ since ⁽¹⁷⁴⁾ since ⁽¹⁷⁵⁾ since ⁽¹⁷⁶⁾ since ⁽¹⁷⁷⁾ since ⁽¹⁷⁸⁾ since ⁽¹⁷⁹⁾ since ⁽¹⁸⁰⁾ since ⁽¹⁸¹⁾ since ⁽¹⁸²⁾ since ⁽¹⁸³⁾ since ⁽¹⁸⁴⁾ since ⁽¹⁸⁵⁾ since ⁽¹⁸⁶⁾ since ⁽¹⁸⁷⁾ since ⁽¹⁸⁸⁾ since ⁽¹⁸⁹⁾ since ⁽¹⁹⁰⁾ since ⁽¹⁹¹⁾ since ⁽¹⁹²⁾ since ⁽¹⁹³⁾ since ⁽¹⁹⁴⁾ since ⁽¹⁹⁵⁾ since ⁽¹⁹⁶⁾ since ⁽¹⁹⁷⁾ since ⁽¹⁹⁸⁾ since ⁽¹⁹⁹⁾ since ⁽²⁰⁰⁾ since ⁽²⁰¹⁾ since ⁽²⁰²⁾ since ⁽²⁰³⁾ since ⁽²⁰⁴⁾ since ⁽²⁰⁵⁾ since ⁽²⁰⁶⁾ since ⁽²⁰⁷⁾ since ⁽²⁰⁸⁾ since ⁽²⁰⁹⁾ since ⁽²¹⁰⁾ since ⁽²¹¹⁾ since ⁽²¹²⁾ since ⁽²¹³⁾ since ⁽²¹⁴⁾ since ⁽²¹⁵⁾ since ⁽²¹⁶⁾ since ⁽²¹⁷⁾ since ⁽²¹⁸⁾ since ⁽²¹⁹⁾ since ⁽²²⁰⁾ since ⁽²²¹⁾ since ⁽²²²⁾ since ⁽²²³⁾ since ⁽²²⁴⁾ since ⁽²²⁵⁾ since ⁽²²⁶⁾ since ⁽²²⁷⁾ since ⁽²²⁸⁾ since ⁽²²⁹⁾ since ⁽²³⁰⁾ since ⁽²³¹⁾ since ⁽²³²⁾ since ⁽²³³⁾ since ⁽²³⁴⁾ since ⁽²³⁵⁾ since ⁽²³⁶⁾ since ⁽²³⁷⁾ since ⁽²³⁸⁾ since ⁽²³⁹⁾ since ⁽²⁴⁰⁾ since ⁽²⁴¹⁾ since ⁽²⁴²⁾ since ⁽²⁴³⁾ since ⁽²⁴⁴⁾ since ⁽²⁴⁵⁾ since ⁽²⁴⁶⁾ since ⁽²⁴⁷⁾ since ⁽²⁴⁸⁾ since ⁽²⁴⁹⁾ since ⁽²⁵⁰⁾ since ⁽²⁵¹⁾ since ⁽²⁵²⁾ since ⁽²⁵³⁾ since ⁽²⁵⁴⁾ since ⁽²⁵⁵⁾ since ⁽²⁵⁶⁾ since ⁽²⁵⁷⁾ since ⁽²⁵⁸⁾ since ⁽²⁵⁹⁾ since ⁽²⁶⁰⁾ since ⁽²⁶¹⁾ since ⁽²⁶²⁾ since ⁽²⁶³⁾ since ⁽²⁶⁴⁾ since ⁽²⁶⁵⁾ since ⁽²⁶⁶⁾ since ⁽²⁶⁷⁾ since ⁽²⁶⁸⁾ since ⁽²⁶⁹⁾ since ⁽²⁷⁰⁾ since ⁽²⁷¹⁾ since ⁽²⁷²⁾ since ⁽²⁷³⁾ since ⁽²⁷⁴⁾ since ⁽²⁷⁵⁾ since ⁽²⁷⁶⁾ since ⁽²⁷⁷⁾ since ⁽²⁷⁸⁾ since ⁽²⁷⁹⁾ since ⁽²⁸⁰⁾ since ⁽²⁸¹⁾ since ⁽²⁸²⁾ since ⁽²⁸³⁾ since ⁽²⁸⁴⁾ since ⁽²⁸⁵⁾ since ⁽²⁸⁶⁾ since ⁽²⁸⁷⁾ since ⁽²⁸⁸⁾ since ⁽²⁸⁹⁾ since ⁽²⁹⁰⁾ since ⁽²⁹¹⁾ since ⁽²⁹²⁾ since ⁽²⁹³⁾ since ⁽²⁹⁴⁾ since ⁽²⁹⁵⁾ since ⁽²⁹⁶⁾ since ⁽²⁹⁷⁾ since ⁽²⁹⁸⁾ since ⁽²⁹⁹⁾ since ⁽³⁰⁰⁾ since ⁽³⁰¹⁾ since ⁽³⁰²⁾ since ⁽³⁰³⁾ since ⁽³⁰⁴⁾ since ⁽³⁰⁵⁾ since ⁽³⁰⁶⁾ since ⁽³⁰⁷⁾ since ⁽³⁰⁸⁾ since ⁽³⁰⁹⁾ since ⁽³¹⁰⁾ since ⁽³¹¹⁾ since ⁽³¹²⁾ since ⁽³¹³⁾ since ⁽³¹⁴⁾ since ⁽³¹⁵⁾ since ⁽³¹⁶⁾ since ⁽³¹⁷⁾ since ⁽³¹⁸⁾ since ⁽³¹⁹⁾ since ⁽³²⁰⁾ since ⁽³²¹⁾ since ⁽³²²⁾ since ⁽³²³⁾ since ⁽³²⁴⁾ since ⁽³²⁵⁾ since ⁽³²⁶⁾ since ⁽³²⁷⁾ since ⁽³²⁸⁾ since ⁽³²⁹⁾ since ⁽³³⁰⁾ since ⁽³³¹⁾ since ⁽³³²⁾ since ⁽³³³⁾ since ⁽³³⁴⁾ since ⁽³³⁵⁾ since ⁽³³⁶⁾ since ⁽³³⁷⁾ since ⁽³³⁸⁾ since ⁽³³⁹⁾ since ⁽³⁴⁰⁾ since ⁽³⁴¹⁾ since ⁽³⁴²⁾ since ⁽³⁴³⁾ since ⁽³⁴⁴⁾ since ⁽³⁴⁵⁾ since ⁽³⁴⁶⁾ since ⁽³⁴⁷⁾ since ⁽³⁴⁸⁾ since ⁽³⁴⁹⁾ since ⁽³⁵⁰⁾ since ⁽³⁵¹⁾ since ⁽³⁵²⁾ since ⁽³⁵³⁾ since ⁽³⁵⁴⁾ since ⁽³⁵⁵⁾ since ⁽³⁵⁶⁾ since ⁽³⁵⁷⁾ since ⁽³⁵⁸⁾ since ⁽³⁵⁹⁾ since ⁽³⁶⁰⁾ since ⁽³⁶¹⁾ since ⁽³⁶²⁾ since ⁽³⁶³⁾ since ⁽³⁶⁴⁾ since ⁽³⁶⁵⁾ since ⁽³⁶⁶⁾ since ⁽³⁶⁷⁾ since ⁽³⁶⁸⁾ since ⁽³⁶⁹⁾ since ⁽³⁷⁰⁾ since ⁽³⁷¹⁾ since ⁽³⁷²⁾ since ⁽³⁷³⁾ since ⁽³⁷⁴⁾ since ⁽³⁷⁵⁾ since ⁽³⁷⁶⁾ since ⁽³⁷⁷⁾ since ⁽³⁷⁸⁾ since ⁽³⁷⁹⁾ since ⁽³⁸⁰⁾ since ⁽³⁸¹⁾ since ⁽³⁸²⁾ since ⁽³⁸³⁾ since ⁽³⁸⁴⁾ since ⁽³⁸⁵⁾ since ⁽³⁸⁶⁾ since ⁽³⁸⁷⁾ since ⁽³⁸⁸⁾ since ⁽³⁸⁹⁾ since ⁽³⁹⁰⁾ since ⁽³⁹¹⁾ since ⁽³⁹²⁾ since ⁽³⁹³⁾ since ⁽³⁹⁴⁾ since ⁽³⁹⁵⁾ since ⁽³⁹⁶⁾ since ⁽³⁹⁷⁾ since ⁽³⁹⁸⁾ since ⁽³⁹⁹⁾ since ⁽⁴⁰⁰⁾ since ⁽⁴⁰¹⁾ since ⁽⁴⁰²⁾ since ⁽⁴⁰³⁾ since ⁽⁴⁰⁴⁾ since ⁽⁴⁰⁵⁾ since ⁽⁴⁰⁶⁾ since ⁽⁴⁰⁷⁾ since ⁽⁴⁰⁸⁾ since ⁽⁴⁰⁹⁾ since ⁽⁴¹⁰⁾ since ⁽⁴¹¹⁾ since ⁽⁴¹²⁾ since ⁽⁴¹³⁾ since ⁽⁴¹⁴⁾ since ⁽⁴¹⁵⁾ since ⁽⁴¹⁶⁾ since ⁽⁴¹⁷⁾ since ⁽⁴¹⁸⁾ since ⁽⁴¹⁹⁾ since ⁽⁴²⁰⁾ since ⁽⁴²¹⁾ since ⁽⁴²²⁾ since ⁽⁴²³⁾ since ⁽⁴²⁴⁾ since ⁽⁴²⁵⁾ since ⁽⁴²⁶⁾ since ⁽⁴²⁷⁾ since ⁽⁴²⁸⁾ since ⁽⁴²⁹⁾ since ⁽⁴³⁰⁾ since ⁽⁴³¹⁾ since ⁽⁴³²⁾ since ⁽⁴³³⁾ since ⁽⁴³⁴⁾ since ⁽⁴³⁵⁾ since ⁽⁴³⁶⁾ since ⁽⁴³⁷⁾ since ⁽⁴³⁸⁾ since ⁽⁴³⁹⁾ since ⁽⁴⁴⁰⁾ since ⁽⁴⁴¹⁾ since ⁽⁴⁴²⁾ since ⁽⁴⁴³⁾ since ⁽⁴⁴⁴⁾ since ⁽⁴⁴⁵⁾ since ⁽⁴⁴⁶⁾ since ⁽⁴⁴⁷⁾ since ⁽⁴⁴⁸⁾ since ⁽⁴⁴⁹⁾ since ⁽⁴⁵⁰⁾ since ⁽⁴⁵¹⁾ since ⁽⁴⁵²⁾ since ⁽⁴⁵³⁾ since ⁽⁴⁵⁴⁾ since ⁽⁴⁵⁵⁾ since ⁽⁴⁵⁶⁾ since ⁽⁴⁵⁷⁾ since ⁽⁴⁵⁸⁾ since ⁽⁴⁵⁹⁾ since ⁽⁴⁶⁰⁾ since ⁽⁴⁶¹⁾ since ⁽⁴⁶²⁾ since ⁽⁴⁶³⁾ since ⁽⁴⁶⁴⁾ since ⁽⁴⁶⁵⁾ since ⁽⁴⁶⁶⁾ since ⁽⁴⁶⁷⁾ since ⁽⁴⁶⁸⁾ since ⁽⁴⁶⁹⁾ since ⁽⁴⁷⁰⁾ since ⁽⁴⁷¹⁾ since ⁽⁴⁷²⁾ since ⁽⁴⁷³⁾ since ⁽⁴⁷⁴⁾ since ⁽⁴⁷⁵⁾ since ⁽⁴⁷⁶⁾ since ⁽⁴⁷⁷⁾ since ⁽⁴⁷⁸⁾ since ⁽⁴⁷⁹⁾ since ⁽⁴⁸⁰⁾ since ⁽⁴⁸¹⁾ since ⁽⁴⁸²⁾ since ⁽⁴⁸³⁾ since ⁽⁴⁸⁴⁾ since ⁽⁴⁸⁵⁾ since ⁽⁴⁸⁶⁾ since ⁽⁴⁸⁷⁾ since ⁽⁴⁸⁸⁾ since ⁽⁴⁸⁹⁾ since ⁽⁴⁹⁰⁾ since ⁽⁴⁹¹⁾ since ⁽⁴⁹²⁾ since ⁽⁴⁹³⁾ since ⁽⁴⁹⁴⁾ since ⁽⁴⁹⁵⁾ since ⁽⁴⁹⁶⁾ since ⁽⁴⁹⁷⁾ since ⁽⁴⁹⁸⁾ since ⁽⁴⁹⁹⁾ since ⁽⁵⁰⁰⁾ since ⁽⁵⁰¹⁾ since ⁽⁵⁰²⁾ since ⁽⁵⁰³⁾ since ⁽⁵⁰⁴⁾ since ⁽⁵⁰⁵⁾ since ⁽⁵⁰⁶⁾ since ⁽⁵⁰⁷⁾ since ⁽⁵⁰⁸⁾ since ⁽⁵⁰⁹⁾ since ⁽⁵¹⁰⁾ since ⁽⁵¹¹⁾ since ⁽⁵¹²⁾ since ⁽⁵¹³⁾ since ⁽⁵¹⁴⁾ since ⁽⁵¹⁵⁾ since ⁽⁵¹⁶⁾ since ⁽⁵¹⁷⁾ since ⁽⁵¹⁸⁾ since ⁽⁵¹⁹⁾ since ⁽⁵²⁰⁾ since ⁽⁵²¹⁾ since ⁽⁵²²⁾ since ⁽⁵²³⁾ since ⁽⁵²⁴⁾ since ⁽⁵²⁵⁾ since ⁽⁵²⁶⁾ since ⁽⁵²⁷⁾ since ⁽⁵²⁸⁾ since ⁽⁵²⁹⁾ since ⁽⁵³⁰⁾ since ⁽⁵³¹⁾ since ⁽⁵³²⁾ since ⁽⁵³³⁾ since ⁽⁵³⁴⁾ since ⁽⁵³⁵⁾ since ⁽⁵³⁶⁾ since ⁽⁵³⁷⁾ since ⁽⁵³⁸⁾ since ⁽⁵³⁹⁾ since ⁽⁵⁴⁰⁾ since ⁽⁵⁴¹⁾ since ⁽⁵⁴²⁾ since ⁽⁵⁴³⁾ since ⁽⁵⁴⁴⁾ since ⁽⁵⁴⁵⁾ since ⁽⁵⁴⁶⁾ since ⁽⁵⁴⁷⁾ since ⁽⁵⁴⁸⁾ since ⁽⁵⁴⁹⁾ since ⁽⁵⁵⁰⁾ since ⁽⁵⁵¹⁾ since ⁽⁵⁵²⁾ since ⁽⁵⁵³⁾ since ⁽⁵⁵⁴⁾ since ⁽⁵⁵⁵⁾ since ⁽⁵⁵⁶⁾ since ⁽⁵⁵⁷⁾ since ⁽⁵⁵⁸⁾ since ⁽⁵⁵⁹⁾ since ⁽⁵⁶⁰⁾ since ⁽⁵⁶¹⁾ since ⁽⁵⁶²⁾ since ⁽⁵⁶³⁾ since ⁽⁵⁶⁴⁾ since ⁽⁵⁶⁵⁾ since ⁽⁵⁶⁶⁾ since ⁽⁵⁶⁷⁾ since ⁽⁵⁶⁸⁾ since ⁽⁵⁶⁹⁾ since ⁽⁵⁷⁰⁾ since ⁽⁵⁷¹⁾ since ⁽⁵⁷²⁾ since ⁽⁵⁷³⁾ since ⁽⁵⁷⁴⁾ since ⁽⁵⁷⁵⁾ since ⁽⁵⁷⁶⁾ since ⁽⁵⁷⁷⁾ since ⁽⁵⁷⁸⁾ since ⁽⁵⁷⁹⁾ since ⁽⁵⁸⁰⁾ since ⁽⁵⁸¹⁾ since ⁽⁵⁸²⁾ since ⁽⁵⁸³⁾ since ⁽⁵⁸⁴⁾ since ⁽⁵⁸⁵⁾ since ⁽⁵⁸⁶⁾ since ⁽⁵⁸⁷⁾ since ⁽⁵⁸⁸⁾ since ⁽⁵⁸⁹⁾ since ⁽⁵⁹⁰⁾ since ⁽⁵⁹¹⁾ since ⁽⁵⁹²⁾ since ⁽⁵⁹³⁾ since ⁽⁵⁹⁴⁾ since ⁽⁵⁹⁵⁾ since ⁽⁵⁹⁶⁾ since ⁽⁵⁹⁷⁾ since ⁽⁵⁹⁸⁾ since ⁽⁵⁹⁹⁾ since ⁽⁶⁰⁰⁾ since ⁽⁶⁰¹⁾ since ⁽⁶⁰²⁾ since ⁽⁶⁰³⁾ since ⁽⁶⁰⁴⁾ since ⁽⁶⁰⁵⁾ since ⁽⁶⁰⁶⁾ since ⁽⁶⁰⁷⁾ since ⁽⁶⁰⁸⁾ since ⁽⁶⁰⁹⁾ since ⁽⁶¹⁰⁾ since ⁽⁶¹¹⁾ since ⁽⁶¹²⁾ since ⁽⁶¹³⁾ since ⁽⁶¹⁴⁾ since ⁽⁶¹⁵⁾ since ⁽⁶¹⁶⁾ since ⁽⁶¹⁷⁾ since ⁽⁶¹⁸⁾ since ⁽⁶¹⁹⁾ since ⁽⁶²⁰⁾ since ⁽⁶²¹⁾ since ⁽⁶²²⁾ since ⁽⁶²³⁾ since ⁽⁶²⁴⁾ since ⁽⁶²⁵⁾ since ⁽⁶²⁶⁾ since ⁽⁶²⁷⁾ since ⁽⁶²⁸⁾ since ⁽⁶²⁹⁾ since ⁽⁶³⁰⁾ since ⁽⁶³¹⁾ since ⁽⁶³²⁾ since ⁽⁶³³⁾ since ⁽⁶³⁴⁾ since ⁽⁶³⁵⁾ since ⁽⁶³⁶⁾ since ⁽⁶³⁷⁾ since ⁽⁶³⁸⁾ since ⁽⁶³⁹⁾ since ⁽⁶⁴⁰⁾ since ⁽⁶⁴¹⁾ since ⁽⁶⁴²⁾ since ⁽⁶⁴³⁾ since ⁽⁶⁴⁴⁾ since ⁽⁶⁴⁵⁾ since ⁽⁶⁴⁶⁾ since ⁽⁶⁴⁷⁾ since ⁽⁶⁴⁸⁾ since ⁽⁶⁴⁹⁾ since ⁽⁶⁵⁰⁾ since ⁽⁶⁵¹⁾ since ⁽⁶⁵²⁾ since ⁽⁶⁵³⁾ since ⁽⁶⁵⁴⁾ since ⁽⁶⁵⁵⁾ since ⁽⁶⁵⁶⁾ since ⁽⁶⁵⁷⁾ since ⁽⁶⁵⁸⁾ since ⁽⁶⁵⁹⁾ since ⁽⁶⁶⁰⁾ since ⁽⁶⁶¹⁾ since ⁽⁶⁶²⁾ since ⁽⁶⁶³⁾ since ⁽⁶⁶⁴⁾ since ⁽⁶⁶⁵⁾ since ⁽⁶⁶⁶⁾ since ⁽⁶⁶⁷⁾ since ⁽⁶⁶⁸⁾ since ⁽⁶⁶⁹⁾ since ⁽⁶⁷⁰⁾ since ⁽⁶⁷¹⁾ since ⁽⁶⁷²⁾ since ⁽⁶⁷³⁾ since ⁽⁶⁷⁴⁾ since ⁽⁶⁷⁵⁾ since ⁽⁶⁷⁶⁾ since ⁽⁶⁷⁷⁾ since ⁽⁶⁷⁸⁾ since ⁽⁶⁷⁹⁾ since ⁽⁶⁸⁰⁾ since ⁽⁶⁸¹⁾ since ⁽⁶⁸²⁾ since ⁽⁶⁸³⁾ since ⁽⁶⁸⁴⁾ since ⁽⁶⁸⁵⁾ since ⁽⁶⁸⁶⁾ since ⁽⁶⁸⁷⁾ since ⁽⁶⁸⁸⁾ since ⁽⁶⁸⁹⁾ since ⁽⁶⁹⁰⁾ since ⁽⁶⁹¹⁾ since ⁽⁶⁹²⁾ since ⁽⁶⁹³⁾ since ⁽⁶⁹⁴⁾ since ⁽⁶⁹⁵⁾ since ⁽⁶⁹⁶⁾ since ⁽⁶⁹⁷⁾ since ⁽⁶⁹⁸⁾ since ⁽⁶⁹⁹⁾ since ⁽⁷⁰⁰⁾ since ⁽⁷⁰¹⁾ since ⁽⁷⁰²⁾ since ⁽⁷⁰³⁾ since ⁽⁷⁰⁴⁾ since ⁽⁷⁰⁵⁾ since ⁽⁷⁰⁶⁾ since ⁽⁷⁰⁷⁾ since ⁽⁷⁰⁸⁾ since ⁽⁷⁰⁹⁾ since ⁽⁷¹⁰⁾ since ⁽⁷¹¹⁾ since ⁽⁷¹²⁾ since ⁽⁷¹³⁾ since ⁽⁷¹⁴⁾ since ⁽⁷¹⁵⁾ since ⁽⁷¹⁶⁾ since ⁽⁷¹⁷⁾ since ⁽⁷¹⁸⁾ since ⁽⁷¹⁹⁾ since ⁽⁷²⁰⁾ since ⁽⁷²¹⁾ since ⁽⁷²²⁾ since ⁽⁷²³⁾ since ⁽⁷²⁴⁾ since ⁽⁷²⁵⁾ since ⁽⁷²⁶⁾ since ⁽⁷²⁷⁾ since ⁽⁷²⁸⁾ since ⁽⁷²⁹⁾ since ⁽⁷³⁰⁾ since ⁽⁷³¹⁾ since ⁽⁷³²⁾ since ⁽⁷³³⁾ since ⁽⁷³⁴⁾ since ⁽⁷³⁵⁾ since ⁽⁷³⁶⁾ since ⁽⁷³⁷⁾ since ⁽⁷³⁸⁾ since ⁽⁷³⁹⁾ since ⁽⁷⁴⁰⁾ since ⁽⁷⁴¹⁾ since ⁽⁷⁴²⁾ since ⁽⁷⁴³⁾ since ⁽⁷⁴⁴⁾ since ⁽⁷⁴⁵⁾ since ⁽⁷⁴⁶⁾ since ⁽⁷⁴⁷⁾ since ⁽⁷⁴⁸⁾ since ⁽⁷⁴⁹⁾ since ⁽⁷⁵⁰⁾ since ⁽⁷⁵¹⁾ since ⁽⁷⁵²⁾ since ⁽⁷⁵³⁾ since ⁽⁷⁵⁴⁾ since ⁽⁷⁵⁵⁾ since ⁽⁷⁵⁶⁾ since ⁽⁷⁵⁷⁾ since ⁽⁷⁵⁸⁾ since ⁽⁷⁵⁹⁾ since ⁽⁷⁶⁰⁾ since ⁽⁷⁶¹⁾ since ⁽⁷⁶²⁾ since ⁽⁷⁶³⁾ since ⁽⁷⁶⁴⁾ since ⁽⁷⁶⁵⁾ since ⁽⁷⁶⁶⁾ since ⁽⁷⁶⁷⁾ since ⁽⁷⁶⁸⁾ since ⁽⁷⁶⁹⁾ since ⁽⁷⁷⁰⁾ since ⁽⁷⁷¹⁾ since ⁽⁷⁷²⁾ since ⁽⁷⁷³⁾ since ⁽⁷⁷⁴⁾ since ⁽⁷⁷⁵⁾ since ⁽⁷⁷⁶⁾ since ⁽⁷⁷⁷⁾ since ⁽⁷⁷⁸⁾ since ⁽⁷⁷⁹⁾ since ⁽⁷⁸⁰⁾ since ⁽⁷⁸¹⁾ since ⁽⁷⁸²⁾ since ⁽⁷⁸³⁾ since ⁽⁷⁸⁴⁾ since ⁽⁷⁸⁵⁾ since ⁽⁷⁸⁶⁾ since ⁽⁷⁸⁷⁾ since ⁽⁷⁸⁸⁾ since ⁽⁷⁸⁹⁾ since ⁽⁷⁹⁰⁾ since ⁽⁷⁹¹⁾ since ⁽⁷⁹²⁾ since ⁽⁷⁹³⁾ since ⁽⁷⁹⁴⁾ since ⁽⁷⁹⁵⁾ since ⁽⁷⁹⁶⁾ since ⁽⁷⁹⁷⁾ since ⁽⁷⁹⁸⁾ since ⁽⁷⁹⁹⁾ since ⁽⁸⁰⁰⁾ since ⁽⁸⁰¹⁾ since ⁽⁸⁰²⁾ since ⁽⁸⁰³⁾ since ⁽⁸⁰⁴⁾ since ⁽⁸⁰⁵⁾ since ⁽⁸⁰⁶⁾ since ⁽⁸⁰⁷⁾ since ⁽⁸⁰⁸⁾ since ⁽⁸⁰⁹⁾ since ⁽⁸¹⁰⁾ since ⁽⁸¹¹⁾ since ⁽⁸¹²⁾ since ⁽⁸¹³⁾ since ⁽⁸¹⁴⁾ since ⁽⁸¹⁵⁾ since ⁽⁸¹⁶⁾ since ⁽⁸¹⁷⁾ since ⁽⁸¹⁸⁾ since ⁽⁸¹⁹⁾ since ⁽⁸²⁰⁾ since ⁽⁸²¹⁾ since ⁽⁸²²⁾ since ⁽⁸²³⁾ since ⁽⁸²⁴⁾ since ⁽⁸²⁵⁾ since ⁽⁸²⁶⁾ since ⁽⁸²⁷⁾ since ⁽⁸²⁸⁾ since ⁽⁸²⁹⁾ since ⁽⁸³⁰⁾ since ⁽⁸³¹⁾ since ⁽⁸³²⁾ since ⁽⁸³³⁾ since ⁽⁸³⁴⁾ since ⁽⁸³⁵⁾ since ⁽⁸³⁶⁾ since ⁽⁸³⁷⁾ since ⁽⁸³⁸⁾ since ⁽⁸³⁹⁾ since ⁽⁸⁴⁰⁾ since ⁽⁸⁴¹⁾ since ⁽⁸⁴²⁾ since ⁽⁸⁴³⁾ since ⁽⁸⁴⁴⁾ since ⁽⁸⁴⁵⁾ since ⁽⁸⁴⁶⁾ since ⁽⁸⁴⁷⁾ since ⁽⁸⁴⁸⁾ since ⁽⁸⁴⁹⁾ since ⁽⁸⁵⁰⁾ since ⁽⁸⁵¹⁾ since ⁽⁸⁵²⁾ since ⁽⁸⁵³⁾ since ⁽⁸⁵⁴⁾ since ⁽⁸⁵⁵⁾ since ⁽⁸⁵⁶⁾ since ⁽⁸⁵⁷⁾ since ⁽⁸⁵⁸⁾ since ⁽⁸⁵⁹⁾ since ⁽⁸⁶⁰⁾ since ⁽⁸⁶¹⁾ since ⁽⁸⁶²⁾ since ⁽⁸⁶³⁾ since ⁽⁸⁶⁴⁾ since ⁽⁸⁶⁵⁾ since ⁽⁸⁶⁶⁾ since ⁽⁸⁶⁷⁾ since ⁽⁸⁶⁸⁾ since ⁽⁸⁶⁹⁾ since ⁽⁸⁷⁰⁾ since ⁽⁸⁷¹⁾ since ⁽⁸⁷²⁾ since ⁽⁸⁷³⁾ since ⁽⁸⁷⁴⁾ since ⁽⁸⁷⁵⁾ since ⁽⁸⁷⁶⁾ since ⁽⁸⁷⁷⁾ since ⁽⁸⁷⁸⁾ since ⁽⁸⁷⁹⁾ since ⁽⁸⁸⁰⁾ since ⁽⁸⁸¹⁾ since ⁽⁸⁸²⁾ since ⁽⁸⁸³⁾ since ⁽⁸⁸⁴⁾ since ⁽⁸⁸⁵⁾ since ⁽⁸⁸⁶⁾ since ⁽⁸⁸⁷⁾ since ⁽⁸⁸⁸⁾ since ⁽⁸⁸⁹⁾ since ⁽⁸⁹⁰⁾ since ⁽⁸⁹¹⁾ since ⁽⁸⁹²⁾ since ⁽⁸⁹³⁾ since ⁽⁸⁹⁴⁾ since ⁽⁸⁹⁵⁾ since ⁽⁸⁹⁶⁾ since ⁽⁸⁹⁷⁾ since ⁽⁸⁹⁸⁾ since ⁽⁸⁹⁹⁾ since ⁽⁹⁰⁰⁾ since ⁽⁹⁰¹⁾ since ⁽⁹⁰²⁾ since ⁽⁹⁰³⁾ since ⁽⁹⁰⁴⁾ since ⁽⁹⁰⁵⁾ since ⁽⁹⁰⁶⁾ since ⁽⁹⁰⁷⁾ since ⁽⁹⁰⁸⁾ since ⁽⁹⁰⁹⁾ since ⁽⁹¹⁰⁾ since ⁽⁹¹¹⁾ since ⁽⁹¹²⁾ since ⁽⁹¹³⁾ since ⁽⁹¹⁴⁾ since ⁽⁹¹⁵⁾ since ⁽⁹¹⁶⁾ since ⁽⁹¹⁷⁾ since ⁽⁹¹⁸⁾ since ⁽⁹¹⁹⁾ since ⁽⁹²⁰⁾ since ⁽⁹²¹⁾ since ⁽⁹²²⁾ since ⁽⁹²³⁾ since ⁽⁹²⁴⁾ since ⁽⁹²⁵⁾ since ⁽⁹²⁶⁾ since ⁽⁹²⁷⁾ since ⁽⁹²⁸⁾ since ⁽⁹²⁹⁾ since ⁽⁹³⁰⁾ since ⁽⁹³¹⁾ since ⁽⁹³²⁾ since ⁽⁹³³⁾ since ⁽⁹³⁴⁾ since ⁽⁹³⁵⁾ since ⁽⁹³⁶⁾ since ⁽⁹³⁷⁾ since ⁽⁹³⁸⁾ since ⁽⁹³⁹⁾ since ⁽⁹⁴⁰⁾ since ⁽⁹⁴¹⁾ since ⁽⁹⁴²⁾ since ⁽⁹⁴³⁾ since ⁽⁹⁴⁴⁾ since ⁽⁹⁴⁵⁾ since ⁽⁹⁴⁶⁾ since ⁽⁹⁴⁷⁾ since ⁽⁹⁴⁸⁾ since ⁽⁹⁴⁹⁾ since ⁽⁹⁵⁰⁾ since ⁽⁹⁵¹⁾ since ⁽⁹⁵²⁾ since ⁽⁹⁵³⁾ since ⁽⁹⁵⁴⁾ since ⁽⁹⁵⁵⁾ since ⁽⁹⁵⁶⁾ since ⁽⁹⁵⁷⁾ since ⁽⁹⁵⁸⁾ since ⁽⁹⁵⁹⁾ since ⁽⁹⁶⁰⁾ since ⁽⁹⁶¹⁾ since ⁽⁹⁶²⁾ since ⁽⁹⁶³⁾ since ⁽⁹⁶⁴⁾ since ⁽⁹⁶⁵⁾ since ⁽⁹⁶⁶⁾ since ⁽⁹⁶⁷⁾ since ⁽⁹⁶⁸⁾ since ⁽⁹⁶⁹⁾ since ⁽⁹⁷⁰⁾ since ⁽⁹⁷¹⁾ since ⁽⁹⁷²⁾ since ⁽⁹⁷³⁾ since ⁽⁹⁷⁴⁾ since ⁽⁹⁷⁵⁾ since ⁽⁹⁷⁶⁾ since ⁽⁹⁷⁷⁾ since ⁽⁹⁷⁸⁾ since ⁽⁹⁷⁹⁾ since ⁽⁹⁸⁰⁾ since ⁽⁹⁸¹⁾ since ⁽⁹⁸²⁾ since ⁽⁹⁸³⁾ since ⁽⁹⁸⁴⁾ since ⁽⁹⁸⁵⁾ since ⁽⁹⁸⁶⁾ since ⁽⁹⁸⁷⁾ since ⁽⁹⁸⁸⁾ since ⁽⁹⁸⁹⁾ since ⁽⁹⁹⁰⁾ since ⁽⁹⁹¹⁾ since ⁽⁹⁹²⁾ since ⁽⁹⁹³⁾ since ⁽⁹⁹⁴⁾ since ⁽⁹⁹⁵⁾ since ⁽⁹⁹⁶⁾ since ⁽⁹⁹⁷⁾ since ⁽⁹⁹⁸⁾ since ⁽⁹⁹⁹⁾ since ⁽¹⁰⁰⁰⁾ since ⁽¹⁰⁰¹⁾ since ⁽¹⁰⁰²⁾ since ⁽¹⁰⁰³⁾ since ⁽¹⁰⁰⁴⁾ since ⁽¹⁰⁰⁵⁾ since ⁽¹⁰⁰⁶⁾ since ⁽¹⁰⁰⁷⁾ since ⁽¹⁰⁰⁸⁾ since ⁽¹⁰⁰⁹⁾ since ⁽¹⁰¹⁰⁾ since ⁽¹⁰¹¹⁾ since ⁽¹⁰¹²⁾ since ⁽¹⁰¹³⁾ since ⁽¹⁰¹⁴⁾ since ⁽¹⁰¹⁵⁾ since ⁽¹⁰¹⁶⁾ since ⁽¹⁰¹⁷⁾ since ⁽¹⁰¹⁸⁾ since ⁽¹⁰¹⁹⁾ since ⁽¹⁰²⁰⁾ since ⁽¹⁰²¹⁾ since ⁽¹⁰²²⁾ since ⁽¹⁰²³⁾ since ⁽¹⁰²⁴⁾ since ⁽¹⁰²⁵⁾ since ⁽¹⁰²⁶⁾ since ⁽¹⁰²⁷⁾ since ⁽¹⁰²⁸⁾ since ⁽¹⁰²⁹⁾ since ⁽¹⁰³⁰⁾ since ⁽¹⁰³¹⁾ since ⁽¹⁰³²⁾ since ⁽¹⁰³³⁾ since ⁽¹⁰³⁴⁾ since ⁽¹⁰³⁵⁾ since ⁽¹⁰³⁶⁾ since ⁽¹⁰³⁷⁾ since ⁽¹⁰³⁸⁾ since ⁽¹⁰³⁹⁾ since ⁽¹⁰⁴⁰⁾ since ⁽¹⁰⁴¹⁾ since ⁽¹⁰⁴²⁾ since ⁽¹⁰⁴³⁾ since ⁽¹⁰⁴⁴⁾ since ⁽¹⁰⁴⁵⁾ since ⁽¹⁰⁴⁶⁾ since ⁽¹⁰⁴⁷⁾ since ⁽¹⁰⁴⁸⁾ since ⁽¹⁰⁴⁹⁾ since ⁽¹⁰⁵⁰⁾ since ⁽¹⁰⁵¹⁾ since ⁽¹⁰⁵²⁾ since ⁽¹⁰⁵³⁾ since ⁽¹⁰⁵⁴⁾ since ⁽¹⁰⁵⁵⁾ since ⁽¹⁰⁵⁶⁾ since ⁽¹⁰⁵⁷⁾ since ⁽¹⁰⁵⁸⁾ since ⁽¹⁰⁵⁹⁾ since ⁽¹⁰⁶⁰⁾ since ⁽¹⁰⁶¹⁾ since ⁽¹⁰⁶²⁾ since ⁽¹⁰⁶³⁾ since ⁽¹⁰⁶⁴⁾ since ⁽¹⁰⁶⁵⁾ since ⁽¹⁰⁶⁶⁾ since ⁽¹⁰⁶⁷⁾ since ⁽¹⁰⁶⁸⁾ since ⁽¹⁰⁶⁹⁾ since ⁽¹⁰⁷⁰⁾ since ⁽¹⁰⁷¹⁾ since ⁽¹⁰⁷²⁾ since ⁽¹⁰⁷³⁾ since ⁽¹⁰⁷⁴⁾ since ⁽¹⁰⁷⁵⁾ since ⁽¹⁰⁷⁶⁾ since ⁽¹⁰⁷⁷⁾ since ⁽¹⁰⁷⁸⁾ since ⁽¹⁰⁷⁹⁾ since ⁽¹⁰⁸⁰⁾ since ⁽¹⁰⁸¹⁾ since ⁽¹⁰⁸²⁾ since ⁽¹⁰⁸³⁾ since ⁽¹⁰⁸⁴⁾ since ⁽¹⁰⁸⁵⁾ since ⁽¹⁰⁸⁶⁾ since ⁽¹⁰⁸⁷⁾ since ⁽¹⁰⁸⁸⁾ since ⁽¹⁰⁸⁹⁾ since ⁽¹⁰⁹⁰⁾ since ⁽¹⁰⁹¹⁾ since ⁽¹⁰⁹²⁾ since ⁽¹⁰⁹³⁾ since ⁽¹⁰⁹⁴⁾ since ⁽¹⁰⁹⁵⁾ since ⁽¹⁰⁹⁶⁾ since ⁽¹⁰⁹⁷⁾ since ⁽¹⁰⁹⁸⁾ since ⁽¹⁰⁹⁹⁾ since ⁽¹¹⁰⁰⁾ since ⁽¹¹⁰¹⁾ since ⁽¹¹⁰²⁾ since ⁽¹¹⁰³⁾ since ⁽¹¹⁰⁴⁾ since ⁽¹¹⁰⁵⁾ since ⁽¹¹⁰⁶⁾ since ⁽¹¹⁰⁷⁾ since ⁽¹¹⁰⁸⁾ since ⁽¹¹⁰⁹⁾ since ⁽¹¹¹⁰⁾ since ⁽¹¹¹¹⁾ since ⁽¹¹¹²⁾ since ⁽¹¹¹³⁾ since ⁽¹¹¹⁴⁾ since ⁽¹¹¹⁵⁾ since ⁽¹¹¹⁶⁾ since ⁽¹¹¹⁷⁾ since ⁽¹¹¹⁸⁾ since ⁽¹¹¹⁹⁾ since ⁽¹¹²⁰⁾ since ⁽¹¹²¹⁾ since ⁽¹¹²²⁾ since ⁽¹¹²³⁾ since ⁽¹¹²⁴⁾ since ⁽¹¹²⁵⁾ since ⁽¹¹²⁶⁾ since ⁽¹¹²⁷⁾ since ⁽¹¹²⁸⁾ since ⁽¹¹²⁹⁾ since ⁽¹¹³⁰⁾ since ⁽¹¹³¹⁾ since ⁽¹¹³²⁾ since ⁽¹¹³³⁾ since ⁽¹¹³⁴⁾ since ⁽¹¹³⁵⁾ since ⁽¹¹³⁶⁾ since ⁽¹¹³⁷⁾ since ⁽¹¹³⁸⁾ since ⁽¹¹³⁹⁾ since ⁽¹¹⁴⁰⁾ since ⁽¹¹⁴¹⁾ since ⁽¹¹⁴²⁾ since ⁽¹¹⁴³⁾ since ⁽¹¹⁴⁴⁾ since ⁽¹¹⁴⁵⁾ since ⁽¹¹⁴⁶⁾ since ⁽¹¹⁴⁷⁾ since ⁽¹¹⁴⁸⁾ since ⁽¹¹⁴⁹⁾ since ⁽¹¹⁵⁰⁾ since ⁽¹¹⁵¹⁾ since ⁽¹¹⁵²⁾ since ⁽¹¹⁵³⁾ since ⁽¹¹⁵⁴⁾ since ⁽¹¹⁵⁵⁾ since ⁽¹¹⁵⁶⁾ since ⁽¹¹⁵⁷⁾ since ⁽¹¹⁵⁸⁾ since ⁽¹¹⁵⁹⁾ since ⁽¹¹⁶⁰⁾ since ⁽¹¹⁶¹⁾ since ⁽¹¹⁶²⁾ since ⁽¹¹⁶³⁾ since ⁽¹¹⁶⁴⁾ since ⁽¹¹⁶⁵⁾ since ⁽¹¹⁶⁶⁾ since ⁽¹¹⁶⁷⁾ since ⁽¹¹⁶⁸⁾ since ⁽¹¹⁶⁹⁾ since ⁽¹¹⁷⁰⁾ since ⁽¹¹⁷¹⁾ since ⁽¹¹⁷²⁾ since ⁽¹¹⁷³⁾ since ⁽¹¹⁷⁴⁾ since

下の部分に依拠されているようであるが、みられる通り、教授はこの原文に「名誉」を付け加えられ、また the power の例示として「中傷的誹謗の発言」を挙げておられる。勿論こうした比較をするのは重箱の隅をつつくような議論をするためでは全くない。そうではなくて私はラインスタイン論文の原文と教授のこの理解の相違はかなり重要な意義をもつと思うからである。

以下少し長くなるがその理由を説明しよう。先ず念のためラインスタイン論文の要旨を私なりにまとめてみると次のようになる。

先に引用した「演説・討論条項の文字通りの言葉は……」という文章に続けて、この論文は「さらに Kilbourn 対 Thompson 事件（前述の議院侮辱の科で議長の名により逮捕、投獄された件—筆者）、Tenny 対 Brandhove 事件（同じく証言拒否により侮辱罪で告発された件—筆者）および Dombrowski 対 Eastland 事件（同じく不法に財産と記録を奪われたとされた件—筆者）では最高裁は、特権は個人の権利の侵害に対する救済を求める訴訟から議員を免責すると判示した。この判決はまたその条項の範囲は、刑事事件（原文は executive-motivated cases となっているが、実質的にはこのように訳してよいと思われる—筆者）と私的訴訟事件では実際には同一であることを示している」という。¹⁰⁾

しかしラインスタイン論文はこのような最高裁判決の傾向に賛成せず、憲法制定者達が演説・討論条項が私的訴訟を禁止すると予期していた証拠はないこと、私的訴訟は議会と行政部の対立を生じさせず、また立法機能へそれ程大きく侵入するものではないこと、刑事事件の場合は議員は重大な脅威にさらされるのに対し、私的民事訴訟ではパターンは一般的に逆で、傷つきやすい個人が保護された権利を侵害するためにその職権を用いたとする議員に対し裁判所の保護を求めるものであること（つまり刑事事件では犯罪を犯したと主張され、あるいは訴追された議員は弱い

立場にあるが、民事事件では逆に市民に対し強い立場にあるというわけである）、等を理由に演説・討論条項と民事訴訟の関係を再考すべきことを提案する。

もつともこの論文も私的民事訴訟といえども一定程度議員活動の妨げになり得ることを認め、また私的訴訟の立法活動への影響の可能性を裁判所は全く無視してもよいというつもりはないとするが、通常の民事訴訟における被告としての議員の地位は裁判官や高級公務員のそれと殆ど変わらず、演説・討論条項による憲法上の免責ではなく、コモンロー上の特権をもつものとすべきことを主張する。

そしてさらに歩を進めて、仮にそれとは異なり、不法行為訴訟一般は演説・討論条項によって排斥され続けるべきであり、またそうされるとしても、個人の憲法上の権利の議会による侵害に対しては裁判所は裁判権を行使し、救済を考慮すべきであるとする。何故なら、このような状況は憲法上の個人の権利と議会の特権という二つの相争う憲法上の原理を提示しているのであり、こうした場合、アメリカ憲法の権力分立のシステムは、バランスが司法審査の側に寄せられるべきことを示唆するからである。すなわちアメリカの裁判所は常に政府のあらゆる部分による違憲の権利の侵害に対し、個人を守る制度的な責任を担ってきたとされる。

ラインスタイン論文は、このように自らの立場を明らかにした後 Kilbourn 対 Thompson 事件、Dombrowski 対 Eastland 事件、Powell 対 McCormack 事件（前述の議員の資格否認の件）等で最高裁も、議員に対する訴えは却けたものの、違憲の議院の命令を実行した議院の被用者への訴訟の遂行は認めるという妥協策をとって、右の憲法上の二つの原理が相争っているケースについてそれなりの解決策を示していることを紹介する。その次に前に原文をそのまま引用した、In some situation...という文章がくるのであるが、さらにこの文章に続いて Tenny 対 Brandhove 事件、Powell 対 McCormack 事件、Doe 対 McMillan 事件（前述の報告書の公表によりこどものプライバシーが侵害

されたとされた件)が、この文章に関わる事例として挙げられている。つまり、例えば最後者の Doe 対 McMillan 事件の場合、議員がその報告書を印刷、配布したいと思えば、ゼロックスがありさえすればよく、また自分で郵送すればよいのだから、議院の被用者や公認の印刷業者への印刷、配布の差止命令のみでは、十分な救済策にならないのである。そして議会の特権はそのような場合には実効的な司法審査を排除すべきではないこと、すなわち議員本人への訴えも認める必要があることを結論するのである。

こうして佐藤教授が後の傍点部分のまとめにあたって依拠されたと思われるラインスタイン論文の原文の前後をまとめてみると(それはとりも直さずこの論文の、議員の議会活動について、議員に対する民事責任の追及が認められるべきことを説いた部分―繰返していえば、ここからまた佐藤教授は自らの免責特権論のヒントを得ておられる―の要約となるのであるが)、いくつかのことが明らかになる。

一つはこの論文が常に「演説・討論条項」(the speech and debate clause)といういい方をするか、あるいは「演説・討論特権」(the speech or debate privilege)、「議会特権」(the legislative privilege)、「特権」(the privilege)といういい方をしていて、決して「演説・討論」、あるいは「演説」、「討論」という言葉を用いていないことである。つまりラインスタイン論文では演説や討論の周辺部にある行為に係る事例を手掛りにしたスタートそのままに、関心は演説・討論条項にまつわる紛争にとどまっています。演説、討論そのものに関わるそれらにまで考察を及ぼさうという意識はみられないのである。

またそれと相応して、議会の特権に対抗して擁護されることが主張される法益についても、「名誉」という言葉は用いられず、専ら「個人の権利」(individual rights)、「個人の憲法上の権利」(individuals' constitutional rights)、「保護された権利」(protected rights) という一般的な言葉が用いられ、その具体的内容をうかがわせるものとして

は僅かに一ヶ所、先に引用した原文のなかで、「自由な言論、結社、プライバシーの権利」という言葉が用いられているだけである (プライバシー侵害の主張の例は先にみたように Doe 対 McMillan 事件でみられ、言論の自由侵害の主張の例は Tenny 対 Brandhove 事件でみられる—ただしラインスタイン論文はこの Tenny 対 Brandhove 事件ではまた結社の自由も問題になったと¹¹、それが右の例示につながるわけであるが、最高裁判決をみる限り結社の自由が論点になっているようにはみえない)。

要するにラインスタイン論文では、議員の演説によって名誉を毀損された者の司法上の救済という問題意識はとくにもみられないように私には思われるのである。したがって佐藤教授が先にみたようにラインスタイン論文の原文に「名誉」を加え、また「中傷的誹謗の発言」を例示されるのは、いささかこの論文の趣旨と懸隔があるのではないかと考えるが、念のためこのことを角度を変えて、この論文で議員の議会活動に対する議員本人への民事責任の追及と、この場合に想定されているケースにはどのような性質があるかという点からみると、事例こそ異なるものの、ほぼ共通の性質がある。

すなわちラインスタイン論文が想定しているケースは右にみたようにこれまでの判例であつかわれたそれ、つまり、議長の名による逮捕、投獄、議院を侮辱した科での告発、財産と記録の侵奪、議員の資格否認、報告書の公表、といった類のものであるように思われるが、これらの行為には通常は先ず議院 (員) による命令や決定があり、次いで議員以外の者によってそれが執行されるという、二段階のプロセスを経る共通の性質があるのである。そして最高裁はこうした場合、前述のように個人の権利が危機に瀕していると判断すれば、第二段階の議員以外の者による執行行為にストップをかけ、あるいはそれを違法とすることによって個人の権利の救済をはかってきたのであるが、議員はこうした執行行為を事例によっては自らなし得ることもあるから (ゼロックス云々はその端的な例示である)、ライ

ンスタイン論文は議員自身に対する責任追及も認めないと個人の権利の「充分な保護」(enough protection) ははかれないとするのである。興味ある提言ではあるが、本件のような、議員の演説による名誉毀損というような本来執行行為を必要としない行為にそのまま妥当する議論とは思われないのである(ただしTenny 対 Brandhove 事件は判決をみると被告は議員のみで執行者は被告として登場しないから——ラインスタイン論文はそれ故この事件は議員本人に対する責任追及がみとめられるかどうかを論ずる好機だったとするようである——、あるいはここでいう二段階のプロセスを経る行為ではないのかもしれないが、仮にそうだとしても、告発という委員会による集団的権力的行為——ラインスタイン論文が前述のように the power という言葉を使っているのは一部はこのことを意識しているためと思われる——の事例であるから、本件とパラレルに考えられる事例とは思われない)。

因みにこのことに関連してというと、他の点でも佐藤教授のラインスタイン論文の読み方はいささか自説に引きつけ過ぎておられるきらいがあるように思われる。例えば教授はラインスタイン論文の一部(私も先にふれた部分)を、「仮に不法行為法上の訴訟一般は免責特権条項によって排除されると考え続けるとしても、問題の状況にあっては、憲法上の個人の権利と憲法上の議会特権との憲法レベルの調整が求められているのであり…、と論者はいう」(傍点原文)と要約しておられるが、「憲法レベルの調整」をこの論文が求めているわけではない。原文の当該箇所は先記のべたように、憲法上の個人の権利と議会の特権の主張が対立している場合は司法審査が認められるべきこと、すなわち議会特権を司法審査を妨げる盾とすべきではないことを主張しているのである。そしてこのことは単に議員以外の関係者に対してのみならず、場合によっては議員本人にも妥当するとされているのである。ただそこで想定されているケースが教授が考えておられるような、議員の演説による名誉毀損のそれとは思われないこと、右記のべた通りである。

さらにまた関連していえば、もしこの論文が議員の演説により名誉を毀損された者の司法上の救済をも視野に入れたものであるならば、それは演説や討論の周辺部に位置する行為の司法審査の場合とは比較にならない程の重大な演説・討論条項との抵触の問題を生じるわけであるから、当然それなりの独立の章や節における本格的な検討が行われなくてはならないであろう。

再び佐藤教授の私の説に対する批判をみてみよう。教授は「他方イギリスの免責特権の歴史をたどり、『現代の憲法史の観点からすれば、政府権力との関連では免責特権はすでに一七世紀にその歴史的意義を終え、したがって依然なお憲法典でこの特権を保障している場合は議会の権利としてよりも議員の国民に対する特権として読まれるべき』であるとし、そのような観点から、二審判決が『政府が反対党議員の言論…』の部分削除していることを評価する見解(安藤・前掲四六一―四七、五九頁)が存する。免責特権についてのこうした歴史的認識が正しいのかどうかはともかくとして(アメリカの実情をみると、権力分立的意義はなくなったとは到底いえないように思われる。また、イギリスにおける議論状況の多面性については、原田一明「英米流『強い自律権』論の検討(1)〜(5)」…が参考になる)…(傍点原文)といわれる。¹⁴⁾一応「こうした歴史的認識が正しいのかどうかはともかくとして」と判断を留保されているが、ニュアンスは明らかに否定的であり、とくに括弧内の記述に照らせば余計そう受取れる。

教授も指摘されるように私は免責特権の意義の変遷を殆ど専らイギリス憲法に則して研究してきたから、その分アメリカ憲法におけるそれには疎い。したがって私の認識がアメリカの実情と相反するといのであれば、当然訂正しなければならぬと思う。しかし抽象的に「アメリカの実情をみると、権力分立的意義はなくなったとは到底いえないように思われる」とのみいわれても、いかなる実情があるのかいまま少し説明がなければ率直に言って再考慮のしようもないのである。あるいはラインスタイン論文で言及されている executive-motivated cases のことをいわれてい

るのかもしれないが、それらの事例が質、量ともに、政府が反対派議員の院内での言論を封殺するために介入する（介入もかつては国王が発言の禁止を命じる等の直接的な方法もあったが、現代では、あるとすれば、刑事訴追の形式をとるのが普通であろう）ようなケースは最早みられないという私の説を覆す程のものではないこと、すでにみた通りである。

また原田論文についていうと、確かにそこでは免責特権をめぐる様々な議論や事例が紹介されているが、私が気付いた限りでは、それらが格別右の私の認識を否定するようなものとは思われない。却って原田論文でも、「議院における言論の自由保障は、前述したように、本来は国王に向けられたものであったが、今日、権利章典第九条の規定は、国王による行為から議員を保障するのみならず、議会内における発言あるいは活動を理由に、議院内のあらゆる者による、議員に対するあらゆる種類の行為を禁ずる趣旨にとられている。確かに、議院内での活動を理由に、国王の大^臣…による議員への訴追の可能性が、まったく過去の歴史の問題となってしまうた¹⁵と言うことはできないのではあるけれども、議員個々にかんする限り、今日、権利章典第九条の効果は、主として、名誉毀損訴訟を提起されることなく、院内および委員会¹⁶で自由に発言できる点に置かれていること」¹⁵と、ほぼ私の説と大差ないことがいわれているのである。

最後に、これは私の説に対する批判に関してではないが、もう一つ疑問に思うことがあるので、そのことを記して本稿を終ることにしたい。すなわち教授は「議員の悪意による、中傷的名誉毀損・プライバシー侵害の場合は、例外的に議員個人の責任追及の余地もあると考えるが、しかしこの点は、五一条の趣旨も配慮して政策的に議員個人の責任追及は認めず、国家賠償法による司法的救済に限定する行き方を考えることも可能であろう」¹⁶（傍点原文）とか、「筆者は…、市民の権利侵害に対して刑事的制裁方法を用いるべきではなく、非刑事的制裁についても、議員を被告とす

る民事訴訟は回避して国家賠償法といった方法に限定するのが救済方法としてあるいは賢明な政策的選択かもしれないと思う¹⁷⁾といわれているが、つまるところ結論として、本件原告主張のように、議員個人の責任追及と国家賠償法による司法的救済という二つの途のいずれも選ばれるのか、あるいは本件一・二審判決のように、後者に限定されるのか、あるいはまた後者に限定することがいかなる意味で「賢明な」選択になるのか、等についてよりふみこんだ説明を望むのは私だけであろうか。

失礼な点があったら御寛恕をお願いしたいが、以上率直に佐藤教授の「議員の免責特権について」に関し、私の意見と疑問をのべた。

- (1) 佐賀大学経済論集二七巻一号所収。
- (2) ジュリスト一〇五二号七九頁。以下、注ではこの論文を単に「佐藤論文」として示す。
- (3) それぞれ法学論叢一二六巻四・五・六号および法学教室一四三三号所収。
- (4) 佐藤論文八一頁。
- (5) 同右八一頁。
- (6) 同右八一、八二頁。
- (7) 同右八三頁。
- (8) Reinstein and Silverplate, "Legislative Privilege and the Separation of Powers," p.1171.
- (9) Ibid., p.1175-6.
- (10) Ibid., pp.1171-2.
- (11) Ibid., p.1171, n.286.
- (12) Ibid., p.1175.
- (13) 佐藤論文八四頁。

- (14) 同右同頁。
- (15) 原田一明「英米流『強い自律権』論の検討(四)」(東京都立大学法学会雑誌三一巻二号所収)一九四頁。なおこの論文を
もとにした原田一明『議会特権の憲法的考察』の当該箇所は原論文と若干異なっているが、本論文では原論文から引用した。
- (16) 佐藤論文八四―五頁。
- (17) 同右八六頁。